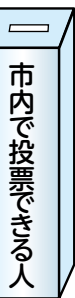


7月10日(日) 午前7時～午後8時 参議院議員通常選挙



7月10日(日)は、参議院議員(7月25日任期満了) 通常選挙の投票日です。投票時間は午前7時～午後8時。あなたの大切な1票を忘れずに投票しましょう。詳しくは市選挙管理委員会 ☎6489・6468へ。当日は市のホームページで投票・開票速報を行います。



市内で投票できる人
投票できる人は、▽平成10年7月11日までに生まれ▽平成28年3月21日までに本市の住民基本台帳に登録され▽引き続き3カ月以上市内に住んでいる1人です。最近、住民票の異動届を出した人は、その届け出の日によって表1の通り投票場所などが異なりますので、ご注意ください。



投票所整理券
投票所整理券は、投票日や投票場所などをお知らせするものです。世帯全員分を封筒に入れて6月22日から住民票

の所在地に発送しました。同整理券がなくても本人であることが確認できれば投票できます。



代理・点字投票
心身の障害やけがなどのため、投票所で文字が書けない人は、投票所の係員が代理で記載して投票することができます。また、各投票所には標準点字器と車いすに座ったまま投票できる投票記載台を備えています。



期日前投票
投票日に仕事などで投票所に行けない人は、投票日の前



不在者投票
仕事や旅行で遠方に滞在するなどして投票日当日の投票や期日前投票ができない人は、国内の滞在地の選挙管理委員会で投票できます。

本市の選挙管理委員会に「不在者投票用紙等請求書兼宣誓書」で投票用紙を請求し、滞在地などの選挙管理委員会で点検を受けて投票してください。同請求書兼宣誓書は、各市区町村の選挙管理委員会にあります。不在者投票ができる指定病院などに入院・入所している人は、その施設内で投票できます。

◆郵便等による不在者投票
身体に重度の障害がある人や介護保険の要介護者に認定されている人で、表2に該当する人は、自宅や療養先などから「郵便等による不在者投

票」ができます。これには「郵便等投票証明書」が必要です。持っていない人は市選挙管理委員会へお問い合わせを。
◆代理記載制度 表3に該当する人は、郵便等による不在者投票を代理人(選挙権のある人に限る)が記載して投票できます。この場合、あらかじめ該当者であることを証明する手続きや代理記載人を市選挙管理委員会へ届け出ることが必要です。



海外に住む日本国籍を持つ

票」ができます。これには「郵便等投票証明書」が必要です。持っていない人は市選挙管理委員会へお問い合わせを。
◆代理記載制度 表3に該当する人は、郵便等による不在者投票を代理人(選挙権のある人に限る)が記載して投票できます。この場合、あらかじめ該当者であることを証明する手続きや代理記載人を市選挙管理委員会へ届け出ることが必要です。

表1 投票できる人と投票場所

届け出の種類	届け出の日	投票場所
尼崎市に転入届を出した人	3月21日以前	尼崎市
	3月22日以後	旧住所地※1
尼崎市から転出した(する)人	3月9日以前	新住所地
	3月10日以後	尼崎市※2
尼崎市内で住民票を異動した(する)人	6月2日以前	転居後の住所地
	6月3日以後	転居前の住所地

※1 旧住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です

※2 尼崎市に3カ月以上住んでいれば、尼崎市で投票できます。また、選挙期間中に尼崎市に来ることができない場合は、不在者投票制度を利用して投票することもできます。尼崎市の選挙人名簿に登録されていることが必要です

表2 郵便等による投票ができる障害の程度など

種類	障害などの種類	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓機能の障害	1～3級
介護保険被保険者証	要介護状態の人	要介護認定5
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別～第3項症

表3 代理記載制度を利用できる障害の程度など

種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢・視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障害	特別～第2項症



市内の全世帯に配布するほか、市役所中館1階市民活動推進担当(市民相談担当)や各支所・サービスセンター・証明コーナー・地区会館などにも置いてあります。

◆点字・デージー版
「点字あまがさき」か「声の広報」を利用している人には、点字やデージー版で「選

ている人で、在外選挙人名簿に登録されている人は、参議院議員選挙の選挙区・比例代表選挙に投票できます。

市内の全世帯に配布するほか、市役所中館1階市民活動推進担当(市民相談担当)や各支所・サービスセンター・証明コーナー・地区会館などにも置いてあります。



投票箱

選挙権年齢が18歳以上になる初めての選挙です。若い皆さんも自分の意見を一票に